

佐賀県立九州陶磁文化館処務規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十六号

佐賀県立九州陶磁文化館処務規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立九州陶磁文化館（以下「陶磁文化館」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 陶磁文化館に次の課を置く。

企画総務課

学芸課

(分掌事務)

第三条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課

- 一 人事、庶務及び会計に関すること。
- 二 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- 三 公印の管守に関すること。
- 四 陶磁文化館協議会に関すること。
- 五 財産の管理及び館内の取締りに関すること。
- 六 その他学芸課の所管に属しない事務に関すること。

学芸課

- 一 陶磁文化館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 陶磁文化館資料の利用に対する説明、助言及び資料に関すること。
- 三 陶磁文化館資料の調査及び研究に関すること。

- 四 陶磁文化館資料の案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- 五 陶磁文化館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催援助に関すること。
- 六 他の博物館、美術館、その他関係機関、団体等との情報の交換及び陶磁資料の相互貸借等に関すること。
- 七 他の教育機関等との協力及び援助に関すること。
- 八 その他陶磁文化館の事業についての専門的事項に関すること。

(職制)

- 第四条 陶磁文化館に館長及び副館長を置く。
- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副館長は、館長を助け、館務を整理し、館長不在のときは、その職務を代行する。

第五条 課に課長を置く。

- 2 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。
- 3 館長、副館長ともに不在のときは、企画総務課長がその職務を代行する。

第六条 課に係長を置くことができる。

- 2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。
- 第七条 前二条に定める者のほか、陶磁文化館に課長及び係長を置くことができる。

- 2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、陶磁文化館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

(館長の専決事項)

第八条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

- 一 職員の事務分掌に関すること。

- 二 職員の旅行を命令すること。
- 三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）及び引き続き十日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。
- 四 職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。
- 五 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。
- 六 佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十七号）に基づく個人情報開示の決定等に関すること。
- 七 条例第四条第二項第一号及び第二号に掲げる者の観覧料の免除に関すること。
- 八 その他軽易な事項に関すること。
- 2 副館長、課長及び係長は、館長が専決することができるもの、館長が定めるものを専決することができる。
- 3 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、文化・スポーツ部長に報告しなければならない。

（警備防災の計画）

第九条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、文化・スポーツ部長に報告しなければならない。

（補則）

第十条 この規則に定めるもののほか、陶磁文化館の組織等に関し必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。